

小規模多機能 ももの木柏崎 防災マニュアル(1)

平成28年 5月

《通報・連絡》

- ・目視で火災発生の確認をしたら口頭で火災が発生したことを知らせる。
- ・非常ベルを鳴らし、事務所の火災通報装置にて消防署に通報する。
- ・自動連絡システムにより、グループホームや防火管理者、管理者等に連絡が行く。

《消火活動》

- ・出火を確認したら直ちに消火活動を開始し、消火出来ない場合は利用者の避難が必要か判断する。
- ・消火活動を行うとともに、窓、扉等を閉鎖し、火災の拡大防止を行う。
(・初期消火失敗の場合、避難誘導者の指示に従い誘導を行うとともに、居室やトイレ等確認する。)

《避難誘導》

- ・火災が発生した場合、直ちに管理者又、不在の場合日勤リーダーは出火場所や火災の程度、消火活動状況等を総合的に短時間で判断し、責任を持って避難誘導開始の指示を出す。
- ・避難誘導の際は、安全を確認し、火元から近い方を優先し、屋外の避難所へ誘導する。
- ・避難指示を出す時は早口を避け、落ち着いた口調で行い、パニック防止に努める。
- ・施設職員が不足している場合は、自動連絡システムで町内会長に連絡が行くので、地域の方が来られたら、協力を得て避難する。(避難所での利用者の対応等も含む)
- ・避難終了後、速やかに利用者、職員の人員点呼を行い、逃げ遅れ者の有無を確認し、管理者、日勤リーダーに報告する。
- ・負傷者がいた場合応急処置を行い、状態によっては救急車を要請する。

《職員の参集》

- ・自動連絡システムで連絡は行くが、緊急連絡網を使って職員を招集する。
- ・夜間は職員が参集するまで夜勤者一人の対応になるので、落ち着いて的確な初動活動を行う。

《家族への報告》

- ・家族に利用者と施設の状況を管理者が報告と説明をする。

- * 緊急連絡網を数か月に一回、きちんと次に繋がるか訓練する。
- * 消火器、非常ベル、火災通報装置の場所や非常口の環境を定期的に確認する。
- * 年2回の防災訓練(春・秋)を消防署・消防団立ち合いのもと実施する。